

議案第 8 1 号「権利の放棄について」参考資料

（ 1 ） 国民健康保険における出産費に関する一時金支給・貸付制度

被保険者の出産時に、出産育児一時金として 4 2 万円を支給します。

本件貸付制度は、この一時金が支給されるまでの間における医療機関への費用負担の軽減のため、出産費用のつなぎ資金として、一時金支給額（平成 2 1 年貸付当時は 3 8 万円）の 8 割を限度に無利子で貸付けを行うものです。

（ 2 ） 医療機関への一時金直接支払制度

現在においては、医療機関が、被保険者に代わって保険者（市）から出産育児一時金の支給を受け取り出産費用に充てる直接支払制度が定着し、医療機関の窓口で出産費用を支払う経済的負担の軽減の趣旨が果たされていることから、本件貸付制度の必要性（需要）は乏しくなっています。

（ 3 ） 貸付制度利用実績の推移

このため、本件以降の貸付利用実績は、年 1 件で推移した後、平成 2 6 年度からは皆無の状況です。

〔参考〕監査委員決算審査意見（個別留意事項）の概要（意見書 P 6 0 ～）

- 貸付制度の利用見込み等を踏まえつつ、貸付基金のあり方について検討されるよう要望する。
- 関係法令等に基づき、本件消滅時効期間が経過している貸付金債権の適切な処理を進められたい。